

大分、昭45不5の30、昭52. 3. 1

決 定 書

申立人 X（個人）

被申立人 大分県

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

- 1 被申立人は、申立人が、昭和44年11月13日職務命令に反して職場を離脱し、争議行為に参加したとして、同人に対し、昭和45年3月4日訓告処分を行った。
- 2 申立人は、この処分が正当な組合活動を抑圧する意図でなされた不利益処分であり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であるから、その取消しを求めるとして昭和45年5月2日当委員会に救済を申立てたが、昭和50年4月21日死亡するにいたったものである。
- 3 団結権侵害排除を目的とする不当労働行為制度の趣旨から考えると本件の如く、申立人個人が死亡した場合、所属組合が該申立てを承継するものと解すべきところ、申立人の所属する自治労大分県庁現業評議会が本件申立てにつき承継の手続きをとらず、却って大分県を被申立人とする本件と同種事件、すなわち昭和45(不)第4号事件を昭和52年1月18日取下げるにいたったものである。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号に則り、主文のとおり決定する。

昭和52年3月1日

大分県地方労働委員会

会長 富 川 盛 介